

木村議員

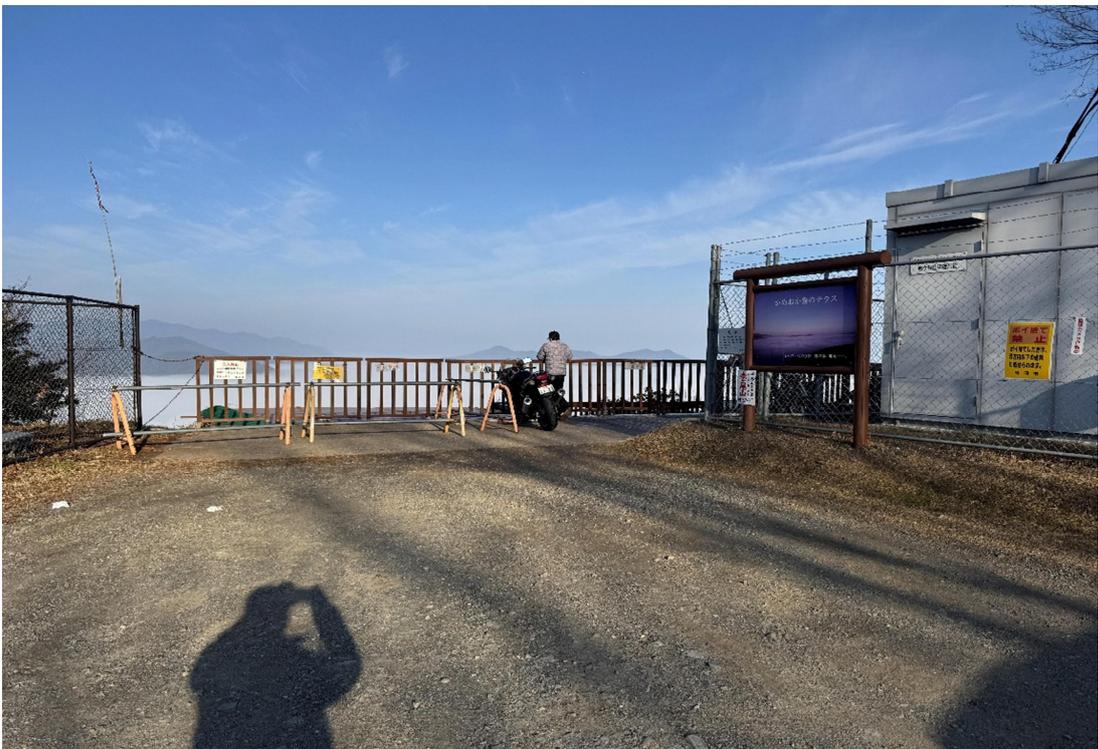
説明資料

並河駅の鉄道歴史公園内の北陸新幹線促進の看板位置



年谷浄化センター付近の看板











令和8年4月1日より

交通反則通告制度

# 自転車の違反に青切符が導入



青切符(交通反則通告制度)とは…

運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続を受けないで事件が処理される制度。

例



携帯電話使用等  
(保持)  
12,000円

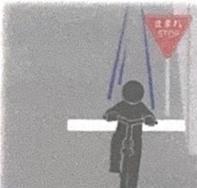
【対象】  
16歳以上  
113の反則行為



信号無視  
6,000円



車道の右側通行  
6,000円

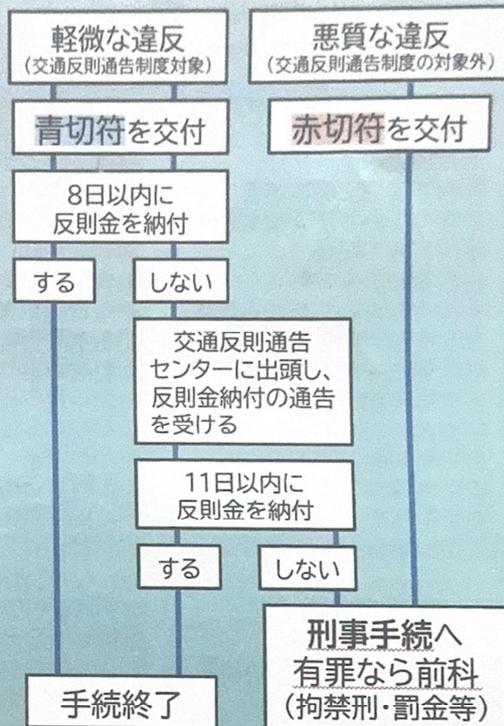


一時不停止  
5,000円



公安委員会  
遵守事項違反  
5,000円

## 違反手続の流れ



一定の危険な行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます(受講しない場合は、5万円以下の罰金)。



「飲酒運転」や「妨害運転」等、特に悪質な違反行為は、交通反則通告制度の対象外のため従来通り赤切符を受け、刑事手続となります。

京都府警察

# ● 対象の113の反則行為一覧 ●

## 9,000円～12,000円 放置駐車違反(8)

- ・駐車禁止場所  
9,000円
- ・駐停車禁止場所  
10,000円
- ・駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所  
11,000円
- ・駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所  
12,000円

## 6,000円～12,000円 速度超過

- ・超過速度が15km/h未満  
6,000円
- ・超過速度が15km/h以上20km/h未満  
7,000円
- ・超過速度が20km/h以上25km/h未満  
10,000円
- ・超過速度が25km/h以上30km/h未満  
12,000円

## 12,000円 携帯電話使用等(保持)

## 7,000円 遮断踏切立入り

## 6,000円

- ・通行区分違反(4)
- ・追越し違反(6)
- ・踏切不停止等
- ・交差点安全進行義務違反
- ・環状交差点安全進行義務違反
- ・横断歩行者等妨害等(4)
- ・安全運転義務違反

## 6,000円～9,000円 駐停車違反(13)

- ・駐車禁止場所  
6,000円
- ・駐停車禁止場所  
7,000円
- ・駐車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所  
8,000円
- ・駐停車禁止場所かつ高齢運転者等専用場所  
9,000円

## 5,000円～6,000円 信号無視

- ・点滅信号  
5,000円
- ・点灯信号  
6,000円

## 5,000円

- ・通行禁止違反
- ・被側方通過車義務違反
- ・道路外出右左折合図車妨害
- ・車間距離不保持
- ・路面電車後方不停止
- ・交差点右左折等合図車妨害
- ・環状交差点通行車妨害等(2)
- ・指定場所一時不停止等
- ・減光等義務違反
- ・警音器吹鳴義務違反
- ・自転車制動装置不良
- ・安全地帯徐行違反
- ・安全不確認ドア開放等

- ・歩行者用道路徐行違反
- ・通行帯違反(3)
- ・法定横断等禁止違反
- ・進路変更禁止違反(2)
- ・乗合自動車発進妨害
- ・交差点優先車妨害(2)
- ・緊急車妨害等(4)
- ・交差点等進入禁止違反(2)
- ・合図不履行(2)
- ・乗車積載方法違反(2)
- ・泥はね運転
- ・転落等防止措置義務違反
- ・停止措置義務違反

- ・歩行者等側方通過義務違反
- ・急ブレーキ禁止違反
- ・指定横断等禁止違反
- ・追い付かれた車両の義務違反(2)
- ・割込み等
- ・優先道路通行車妨害等(2)
- ・徐行場所違反
- ・無灯火
- ・合図制限違反
- ・軽車両整備不良
- ・幼児等通行妨害(2)
- ・転落積載物等危険防止措置義務違反
- ・公安委員会遵守事項違反

## 3,000円

- ・通行許可条件違反
- ・軌道敷内違反(3)
- ・環状交差点左折等方法違反(2)
- ・制限外許可条件違反
- ・歩道徐行等義務違反

- ・路側帯進行方法違反
- ・道路外出右左折方法違反
- ・警音器使用制限違反
- ・原付等牽引違反

- ・並進禁止違反
- ・交差点右左折方法違反(2)
- ・軽車両乗車積載制限違反
- ・自転車道通行義務違反

※()は、反則行為の根拠となる道路交通法の条文の数を示しています。

令和8年4月1日から

## 自動車等が自転車等の右側を通過する際の規定が新設

自動車等が自転車等の右側を通過する際に、  
両車の間に十分な間隔が取れない場合は

- ・自転車との間隔に応じた安全な速度で進行
- ・自転車もできる限り道路の左端に沿って進行

することが規定されます。

(普通車は点数2点・反則金7,000円、自転車は反則金5,000円です。)

